

高知市告示第14号

高知広域都市計画生産緑地地区の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年1月1日

高知市長 桑名龍吾

1 都市計画の種類

高知広域都市計画生産緑地地区（高知市決定）

2 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

高知市中久万の一部

廃止する部分

高知市朝倉甲、朝倉戊の各一部

3 縦覧場所

高知市本町五丁目1番45号 高知市役所都市建設部都市計画課